

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

- 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号） .....
- 外國為替令（昭和五十五年政令第二百六十号） .....
- 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号） .....

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案参考条文

○外国為替令及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に 対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平 和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展 に寄与することを目的とする。

- 第二条 削除  
第三条 削除  
第四条 削除

（適用範囲）

第五条 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外 国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代 理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様 とする。

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。  
二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。  
三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。  
四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。  
五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。  
六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。  
七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。  
イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨  
ロ 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、郵便為替及び信用状  
ハ 証票、電子機器その他の物（第十九条第一項において「証票等」という。）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人 の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間で

の支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）

二 イ又は口に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

八 「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払のために使用することができる支払手段（本邦通貨を除く。）をいう。

#### 九 削除

十 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。

十一 「証券」とは、券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるものをいう。

十二 「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四 「金融指標等先物契約」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。）及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行われる同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五 「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、財務大臣の定めるところによる。

#### 第七条・第八条（略）

##### （取引等の非常停止）

第九条 主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引、行為又は支払等の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により命ずる停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支払を不可能とするものではなく、その停止による支払の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

#### 第十条・第十九条（略）

##### （資本取引の定義）

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為（第二十六条第一項各号に掲げるものが行う同条第二項に規定する対内直接投資等に

該当する行為を除く。) をいう。

一 居住者と非居住者との間の預金契約（定期積金契約、掛け金契約、預け金契約その他これらに類するものとして政令で定めるものを含む。第四号、次条第三項及び第五十五条の三第一項において同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条、次条第三項及び第五十五条の三第一項において「債権の発生等に係る取引」という。）

二 居住者と非居住者との間の対外支払手段又は債権の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引

三 居住者と非居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引

四 居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権その他の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

五 居住者による非居住者からの証券の取得（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者からの証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。）又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者に対する証券の譲渡が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。）

六 居住者による外国における証券の発行若しくは募集若しくは本邦における外貨証券の発行若しくは募集又は非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集

七 非居住者による本邦通貨をもつて表示され又は支払われる証券の外国における発行又は募集

八 居住者と非居住者との間の金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引

九 居住者と他の居住者との間の金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引又は金融指標等先物契約（外国通貨の金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）に係るものに限る。）に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

十 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得

十一 第一号及び第二号に掲げるもののほか、法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受（当該事務所の運営に必要な経常的経費及び経常的な取引に係る資金の授受として政令で定めるものを除く。）

十二 前各号のいずれかに準ずる取引又は行為として政令で定めるもの

第二十一条～第二十三条（略）

（経済産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引）

第二十四条 経済産業大臣は、居住者による特定資本取引（第二十条第二号に掲げる資本取引（同条第十二号の規定により同条第二号に準ずる取引として政令で定めるものを含む。）のうち、貨物を輸出し、又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの及び鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定に係る取引

又は行為として政令で定めるもの（短期の国際商業取引の決済のための資本取引として政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるととき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

- 2 前項に定める場合のほか、経済産業大臣は、居住者による特定資本取引が何らの制限なしに行われた場合には、第二十一条第二項各号に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。
- 3 特定資本取引について第一項及び前項の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該特定資本取引を行おうとする者は、政令で定めるところにより、これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請に係る特定資本取引について許可を受ける義務を課することとなつた事態のいずれをも生じさせないか併せて考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

#### （特定資本取引の制限）

第二十四条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された特定資本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

#### （役務取引等）

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 1 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引
- 2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るために必要があると認めるとときは、非居住者との間で特定技術を同項第一号の特定の地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。
- 3 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その

他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

4 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（第一項第二号に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができます。

（制裁等）  
第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第二号に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 経済産業大臣は、前条第二項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで同項に規定する取引を行つた者に対し、一年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができます。

第二十六条～第四十六条 （略）

（輸出の原則）

第四十七条 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種

類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課すことができる。

第四十九条 削除

第五十条 削除

(船積の非常差止)

第五十一条 経済産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるとときは、経済産業省令で定めるところにより、一月以内の期限を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

第五十二条 (略)

(制裁)

第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

(税関長に対する指揮監督等)

第五十四条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

(支払等の報告)

第五十五条 居住者若しくは非居住者が本邦から外国へ向けた支払若しくは外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外国において居住者が非居住者との間で支払等をしたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者若しくは非居住者又は当該居住者は、政令で定めるところにより、これらの支払等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等が行う為替取引によつてされるものである場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等を経由してするものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年

法律第百五十一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等を経由しないで報告することができる。

#### 第五十五条の二 削除

##### (資本取引の報告)

第五十五条の三 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引(特定資本取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。)の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。ただし、第六号に掲げる資本取引のうち第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされるものについては、この限りでない。

- 一 第二十条第一号に掲げる資本取引 居住者
- 二 第二十条第二号に掲げる資本取引(第六号に掲げる資本取引に該当するものを除く。) 居住者
- 三 第二十条第三号に掲げる資本取引 居住者
- 四 第二十条第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引 居住者
- 五 第二十条第五号に掲げる資本取引(次号に掲げる資本取引に該当するものを除く。) 居住者
- 六 第二十条第二号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資に係るもの 居住者
- 七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集 居住者
- 八 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行又は募集 非居住者
- 九 第二十条第七号に掲げる資本取引 非居住者
- 十 第二十条第八号に掲げる資本取引 居住者
- 十一 第二十条第九号に掲げる資本取引 居住者
- 十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者
- 十三 第二十条第十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者
- 2 銀行等及び金融商品取引業者は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。
- 3 銀行等、金融商品取引業者及び届出者(第一項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となる居住者であつて、財務省令で定めるところにより自己のこれらの資本取引の相手方となる者の同項の規定による報告を要しないこととした旨並びにその氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を財務大臣に届け出たものをいう。以下この条において同じ。)以外の居住者が同項第四号

又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の相手方が銀行等、金融商品取引業者又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等又は金融商品取引業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

5 銀行等、金融商品取引業者及び届出者は、それぞれ、銀行等及び金融商品取引業者については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について財務省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関する資料を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6 届出者は、第三項に規定する届出事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更があつた事項を財務大臣に届け出なければならない。

7 第三項の届出に関する公告、届出者の名簿の閲覧その他同項の届出に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第五十五条の四 居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 第二十条第二号に掲げる資本取引に係る特定資本取引
- 二 第二十条第十二号に掲げる資本取引に係る特定資本取引のうち、政令で定めるもの

(対内直接投資等の報告)

第五十五条の五 外国投資家は、対内直接投資等（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を行つたときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第二十七条第一項の規定により届け出なければならないとされる対内直接投資等については、この限りでない。

2 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家とみなして、前項の規定を適用する。

(技術導入契約の締結等の報告)

第五十五条の六 居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。）との間で技術導入契約の締結等をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、財務大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第三十条第一項の規定により届け出なければならないとされる技術導入契約の締結等については、この限りでない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の

締結等については、適用しない。

(外国為替業務に関する事項の報告)

第五十五条の七 財務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、外国為替業務（外国為替取引その他の取引又は行為であつて我が国の国際収支又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもののいずれかを業として行うこと）を行う者のうち相当規模のものを行う者として政令で定めるものに對し、当該外国為替業務に関する事項（第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）についての報告を求めることができる。

(その他の報告)

第五十五条の八 この法律で別に規定するもののほか、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に關連する事項についての報告を求めることができる。

(対外の貸借及び国際収支に関する統計)

第五十五条の九 財務大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

2 財務大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

第五十五条の十 削除

第五十五条の十一 削除

第五十五条の十二～第六十五条 （略）

(政府機関の行為)

第六十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定中主務大臣の許可、承認その他の处分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の处分をする行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

(許可等の条件)

第六十七条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。  
(立入検査)

第六十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替業務を行う者その他この法律の適用を受け

る取引又は行為を業として行う者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（権限の委任）

第六十八条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第六十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行をして取り扱わせることができる。  
（事務の一部委任）

第六十九条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合における当該事務の一部については、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

第六十九条の二 削除

（主務大臣等）

第六十九条の三 この法律における主務大臣は、政令で定める。

2 この法律における事業所管大臣は、別段の定めがある場合を除き、対内直接投資等又は技術導入契約の締結等に係る事業の所管大臣として、政令で定める。

第六十九条の四 次の各号に掲げる主務大臣は、当該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

一 主務大臣 第十六条第一項又は第二十五条第四項

二 財務大臣 第二十一一条第一項

三 経済産業大臣 第二十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第二項、第四十八条又は第五十二条

2 外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは第一号から第三号までに掲げる規定の運用に関しそれぞれ第一号から第三号までに定める主務大臣に、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは第四号に掲げる規定の運用に関し同号に定める主務大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は第二十五条第四項 主務大臣

二 第二十二条第一項 財務大臣

三 第二十四条第一項、第四十八条第三項又は第五十二条 経済産業大臣

四 第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項 経済産業大臣  
(経過措置)

第六十九条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十九条の六 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第七十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 第八条の規定に違反して支払等をした者

二 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引、行為又は支払等をした者

三 第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規定に違反して支払等をした者

四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行つた者

六 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

七 第二十二条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理した者

十 第二十三条第一項による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行つた者

十一 第二十三条第三項又は第五項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行つた者

- 十二 第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行つた者
- 十三 第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行つた者
- 十四 第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者
- 十五 第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者
- 十六 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者
- 十七 第二十五条第三項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者
- 十八 第二十五条第四項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つた者
- 十九 第二十五条の二第一項又は第三項の規定による技術の提供を目的とする取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者
- 二十 第二十五条の二第二項の規定による貨物の売買に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者
- 二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等をした者
- 二十二 第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十三 第二十七条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）中に対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十四 第二十七条第八項の規定に違反して対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十五 第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等をした者（同条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
- 二十六 第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者
- 二十七 第三十条第二項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）中に技術導入契約の締結等をした者
- 二十八 第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者
- 二十九 第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

三十一 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

三十二 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十三 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

三十四 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引の禁止に違反して輸出又は取引をした者

三十五 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

第七十条の二 第十八条の四（第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第六十八条第一項の規定による質問に対しても答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十一条の二 本人特定事項を隠す目的で、第十八条第四項（第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 法人（第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十九条の六から前条まで（第七十条の二を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

に對して各本条の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七十条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して三億円以下の罰金刑を、その人に對して同条の罰金刑を科する。

3 第二十六条第一項第二号及び第四号、第二十七条第十三項並びに第五十五条の五第二項に規定する団体に該当するものを处罚する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十五条の三第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六十七条第一項の規定により付した条件に違反した者

## ○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）

### （趣旨）

第一条 この政令は、外国為替及び外國貿易法（以下「法」という。）第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に關し必要な事項等を定めるものとする。  
(定義)

第二条 法第六条第一項第七号ニに規定する政令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

- 一 約束手形（次項に規定する証券又は証書に該当するものを除く。）
- 二 法第六条第一項第七号イ若しくはロ又は前号に掲げるもののいずれかに類するものであつて、支払のために使用することができるもの

2 法第六条第一項第十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、財務省令で定める譲渡性預金の預金証書その他の証券又は証書とする。

3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める市場デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる取引のうち、金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいう。以下この条において同じ。）、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。次項第一号において同じ。）を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。）
- 二 金融商品取引法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係

る取引を除く。)

4

法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める店頭デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第五号から第七号までに掲げる取引のうち、金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。）

二 金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引

5 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類する取引（法律又は法律に基づく命令の規定により業務又は事業として行うことができるものに限る。）であつて、財務省令で定めるものとする。

第三条～第八条の二 （略）

（経常的経費等）

第九条 法第二十条第十一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。

一 事務所の運営に必要な人件費、光熱水費その他的一般管理費に係る資金の授受（支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に係るもの）を除く。）

二 法人の本邦にある事務所が行う次のイからハまでに掲げる取引につき当該法人の本邦にある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イからハまでに定める資金の授受

イ 貨物の輸出又は輸入 当該貨物の輸出若しくは輸入の代金又は当該貨物の輸出若しくは輸入に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受

ハ 役務取引 当該役務取引の対価又は当該役務取引に直接伴う資金の授受

2 前項第二号ハの「役務取引」とは、労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。

（資本取引の指定）

第十一条 法第二十条第十二号に規定する政令で定める取引は、居住者と非居住者との間の金の地金の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引とする。

第十二条～第十三条 （略）

（経済産業大臣の許可を要する特定資本取引等）

第十四条 法第二十四条第一項に規定する特定資本取引（以下「特定資本取引」という。）は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に

。係る取引（国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以内であるものを除く。）とする。

一 貨物を輸入する居住者による当該貨物の輸入契約に直接伴う当該輸入契約の相手方に対する金銭の貸付契約のうち、当該貸付契約による債権の全額と当該輸入貨物の代金の全部又は一部との相殺（実質的に相殺と認められるものを含む。次号において同じ。）をすることを内容とするもの

二 貨物を輸出する居住者による当該貨物の輸出契約に直接伴う当該輸出契約の相手方からの金銭の借入契約のうち、当該借入契約による債務の全額と当該輸出貨物の代金の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの

三 貨物を輸出し又は輸入する居住者が非居住者との間で行う債務の保証契約であつて次に掲げるもの

イ 当該貨物の輸出又は輸入に係る入札の条件に従つて行う保証契約

ロ 当該貨物の輸出契約又は輸入契約の履行保証契約、当該貨物代金の前受金又は前払金の返還保証契約及び当該貨物の輸出契約又は輸入契約に直接伴つて、かつ、これらの契約の定めるところにより行うその他の保証契約

四 鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定（以下この条において「鉱業権等の移転等」という。）に係る契約の当事者たる居住者が当該鉱業権等の移転等のため当該契約に基づいて当該契約の相手方との間で行う金銭の貸付契約又は借入契約のうち、当該貸付契約又は借入契約による債権又は債務の全額と鉱業権等の移転等の対価の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの

五 鉱業権等の移転等に係る契約の当事者たる居住者が当該契約に基づいて非居住者との間で行う保証契約

第十五条 経済産業大臣は、法第二十四条第一項又は第二項の規定に基づき居住者が特定資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならない特定資本取引を指定してするものとする。

2 居住者が前項の規定により指定された特定資本取引を行おうとするときは、当該居住者は、経済産業省令で定める手続により、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

3 居住者が行おうとする一の特定資本取引が、法第二十四条第一項及び第二項の規定のそれぞれに基づき第一項の規定により指定をされた特定資本取引の二以上に該当する場合において、当該居住者が、その行おうとする一の特定資本取引について同条第三項の規定に基づき同条第一項及び第二項の規定による許可の申請を併せて行おうとするときは、当該居住者は、当該許可の申請がこれらの規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引に係るものであることを明らかにした上で、経済産業省令で定める手続により、申請するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により特定資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。

(特定資本取引の制限の範囲等)

第十六条 経済産業大臣は、法第二十四条の二の規定に基づき、法第二十四条第一項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を当該許可を受けないで行つた者に対し、特定資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする特定資本取引又はその許可を受けなければならない。

2 前項の規定によりその行う特定資本取引について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知により許可を受けなければならぬものとして指定された特定資本取引を行おうとするときは、経済産業省令で定める手続により、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により、特定資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課した場合において、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知により、速やかにその禁止又はその課した義務を解除しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、特定資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する者を明らかにした上で、その禁止をし、又は許可を受けなければならない特定資本取引を指定することができる。この場合において、経済産業大臣が当該告示を行つたときにおける前二項の規定の適用については、第二項中「前項及び第四項」と、「通知」とあるのは「告示」と、前項中「第一項」とあるのは「前項及び次項」と、「その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

(役務取引の許可等)

第十七条 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引とする。

2 法第二十五条第一項第二号に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

- 1 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引
- 2 輸出貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するものイ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（口において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引

口 当該取引に係る当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合における当該取引

3 居住者が法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

4 第一項又は第二項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他みて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

第十八条 法第二十五条第三項に規定する政令で定める役務取引は、鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引（当該役務取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

2 居住者が法第二十五条第三項の規定による財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けようとすることは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第四項の規定に基づき居住者が役務取引等（同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。）を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならぬ役務取引等を指定してするものとする。

4 居住者が前項の規定により指定された役務取引等を行おうとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 財務大臣又は経済産業大臣は、第三項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。

（法令の違反に対する制裁の通知）

第十八条の二 経済産業大臣は、法第二十五条の二第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関長に通知するものとする。

（役務取引等の制限の範囲等）

第十八条の三 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条の二第四項の規定に基づき、法第二十五条第四項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行つた者に対し、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする役務取引等又はその許可を受けなければならぬ役務取引等を指定してするものとする。

2 前項の規定によりその行う役務取引等について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知により許可を受けなければならぬもの

のとして指定された役務取引等を行おうとするときは、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受ければならない。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定により、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課した場合において、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した義務を解除しなければならない。

4 財務大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による通知に代えて、告示により、速やかにその禁止又はその課した義務を解除しなければならないときは、同項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する者を明らかにした上で、その禁止をし、又は許可を受けなければならない役務取引等を指定することができます。この場合において、財務大臣又は経済産業大臣が当該告示を行つたときにおける前二項の規定の適用については、第二項中「前項」とあるのは「前項及び第四項」と、「通知」とあるのは「告示」と、前項中「第一項」とあるのは「第一項及び次項」と、「その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

第十八条の四～第二十六条（略）

別表（第十七条関係）

		技術			
		輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術			地域
二	（一）	輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの			全地域
	（二）	数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの			全地域
三	（一）	輸出貿易管理令別表第一の三の項（一）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術			全地域
	（二）	輸出貿易管理令別表第一の三の項（二）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの			全地域
四	（一）	輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（一）に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術			全地域
	（二）	輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（二）に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの			全地域
	（三）	ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの			全地域

五	<p>(（二）に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（一）に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) オートクレーブの使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(四) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(七) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふつ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(八) 芳香族ポリアミド纖維の製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（一）に掲げるものを除く。)</p> <p>(九) 複合材料の設計に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(十) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(十一) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの</p> <p>(十二) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(十三) 数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	全地域
六	全地域	

七	(四) 金属の加工用の装置又は工具（型を含む。）の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）から（三）までに掲げるものを除く。） (五) 液圧式引張成形機（その型を含む。）の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（四）に掲げるものを除く。） (六) 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 令で定めるもの	輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	
八	(二) 輸出貿易管理令別表第一の七の項（十六）に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。） (四) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。） (五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）			
九	(一) 輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） (二) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。） (二) 輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの			
一〇	(一) 輸出貿易管理令別表第一の九の項（一）から（三）まで又は（五）から（六）までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。） (一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項（二）若しくは（九）から（十一）まで又は一五の項（七）に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）		全地域	



一四			
一五	（五）　ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）　（二）　並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。）	（三）　ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び（二）及び（三）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。）	（四）　航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び（二）の項の中欄に掲げるものを除く。）
一六	（一）　輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）　削除（三）　音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四）　慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（五）　ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（六）　ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	（一）　輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）　輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（三）　音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四）　慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（五）　ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（六）　ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	（三）　ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び（二）及び（三）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。）
	（輸出の許可）	（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）	（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）  
 （輸出の許可）

第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種

類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

## 第二条・第三条 (略)

(特例)

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

### 一～三 (略)

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の二に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないとき）に限る。）。

### 五 (略)

## 2～4 (略)

(税関の確認等)

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第一条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

## 第六条 削除

(輸出の事後審査)

第七条 経済産業大臣は、第十条の規定による報告により、当該貨物の輸出が法令の規定に従つているか否かを審査するものとする。  
(許可及び承認の有効期間)

第八条 法第四十八条第一項の規定による許可及び第一条第一項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から六月とする。

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する許可又は承認について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。  
(法令の違反に対する制裁の通知)

**第九条** 経済産業大臣は、法第五十三条の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関に通知するものとする。

(報告)

**第十条** 経済産業大臣は、この政令の施行に必要な限度において、貨物を輸出しようとすると者、貨物を輸出した者又は当該貨物を生産した者その他の関係人から必要な報告を徴することができる。

(権限の委任)

**第十一条** 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。

一 別表第二の三九から四三までの項の中欄に掲げる貨物（同表の四三の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）に係る第二条第一項の規定による承認の権限

二 次に掲げる権限であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のもの

イ 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物に係る第二条第一項の規定による承認の権限

ロ 保税地域に搬入し、蔵入れし、又は移入された貨物であつて、保税地域から積み戻す貨物に係る第二条第一項の規定による承認の権限

ハ 法第六十七条第一項の規定によりイ又はロの承認に条件を付する権限

二 第八条第二項の規定により、法第四十八条第一項の規定による許可又は第二条第一項の規定による承認の有効期間を延長する権限

(政府機関の行為)

**第十二条** 経済産業大臣が貨物の輸出を行う場合は、この政令の規定は、適用しない。

2 第五条の規定は、前項の場合に準用する。

別表第一（第一条、第四条関係）

貨物	地域
（二） 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれら部分品	全地域
（二） 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれら部分品	全地域
（三） 火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料	全地域
（四） 火薬又は爆薬の安定剤	全地域
（五） 指向性エネルギー兵器又はその部分品	全地域

一	
(六)	運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
(七)	軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品
(八)	軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
(九)	軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
(十)	軍用探照灯又はその制御装置
(十一)	防潜網若しくは魚雷防護網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
(十二)	装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
(十三)	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
(十四)	(十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物 (十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
(十五)	軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
(十六)	兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(一)	核燃料物質又は核原料物質
(二)	原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置
(三)	重水素又は重水素化合物
(四)	人造黒鉛（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
(五)	放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
(六)	リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
(七)	ウランの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（（三十一）に掲げるものを除く。）
(八)	ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品
(九)	ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属
(十)	重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置

(十の二) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルトニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品  
(十一) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十二) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの

1 数値制御を行うことができる工作機械  
2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)

(十三) 誘導炉、アーチ炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置

(十四) アイススタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十五)

ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置

1 防爆構造のもの  
2 放射線による影響を防止するように設計したもの

(十六) 振動試験装置又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

1 アルミニウム合金  
2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用した成型品  
3 マルエージング鋼  
4 チタン合金

(十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。)

(十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質(（二）に掲げるものを除く。)

(二十) ほう素一〇

(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質  
(二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼ

(二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十五) タングステン、タングステン炭化物又はタングステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）

(二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十七) ふつ素製造用の電解槽

(二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品

(二十九) 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）

(三十) フイラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置

(三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器

(三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源

(三十三) 六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）

(三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石

(三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）

(三十六) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置

(三十七) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエッカス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(三十八) 発射体を用いる衝撃試験機

(三十九) 機械式若しくは電子式のストリーカカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品

(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器

(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの

1 三個以上の電極を有する冷陰極管

2 トリガー火花間げき

高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品

パルス用コンデンサ

パルス発生器

キセノンせん光ランプの発光装置

陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管

トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置

放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター

放射線を遮へいするよう設計した窓又はその窓枠

放射線による影響を防止するよう設計したテレビカメラ又はそのレンズ

トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物

トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置

重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒

(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの

(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの

反応器  
貯蔵容器

熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品

蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品

充てん用の機械

かくはん機又はその部分品

弁又はその部分品

多重管

ポンプ又はその部分品

焼却装置

空気中の物質を検知する装置又は検出器

全地域

三の二	全地域
(一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	
(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの	
物理的封じ込めに用いられる装置	
1 発酵槽 2 遠心分離機 3 クロスフローロ過用の装置又はその部分品 4 凍結乾燥器 5 粒子状物質の吸入の試験用の装置 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 8 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	
(一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下同じ。）、試験装置若しくはこれらの部品	
(二) 無人航空機	
(三) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品	
(三) 推進装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品	
1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン又は複合サイクルエンジン (四) しごきスピニング加工機又はその部分品 (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸 (六) 受 推進薬又はその原料となる物質	

(六) に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品  
連續式若しくはバッチ式の混合機（液体用のものを除く。）又はその部分品

(七) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品  
複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品

(八) ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの  
ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置  
アイソスタチックプレス又はその制御装置

(九) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置  
ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの

(十) 複合材料又はその成型品

人造黒鉛

タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉

マルエージング鋼

チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼

(十一) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置、心合わせ装置若しくはこれらの部分品  
加速度計

1 加速度計

2 ジヤイロスコープ

3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置

4 航法装置

(十二) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置

(十三) アビオニクス装置又はその部分品

(十四) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計

(十五) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置

(十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置

(三十二) ロケット搭載用の電子計算機

五	全地域
(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器	
(二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置	
(二十四の二) ロケット設計用の電子計算機	
(二十五) 音波（超音波を含む。以下同じ。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置	
(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレーダーム設計したもの	
(二) ビニリデンフルオリドの圧電重合体又は圧電共重合体	
(三) 芳香族ポリイミドの製品	
(四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具	
(五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品（二の項の中欄に掲げるものを除く。）	
(六) 金属性磁性材料	
(七) ウランチタン合金又はタンクステン合金（二の項の中欄に掲げるものを除く。）	
(八) 超電導材料	
(九) 作動油として使用することができる液体であつて、シラハイドロカーボン油又はクロロフルオロカーボンを主成分とするもの	
(十) 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふつ化シリコーン油を主成分とするもの	
(十一) 振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふつ化シリコーン油を主成分とするもの	
(十二) 冷媒用に使用することができる液体であつて、ペーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、ペーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、ペーフルオロアルキルアミン、ペーフルオロシクロアルカン又はペーフルオロアルカンを主成分とするもの	

	六	
(3 2 1) 放射線による影響を防止するように設計したもの 防爆構造のもの	<p>(十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品若しくは一次製品</p> <p>(十四) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニアム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの</p> <p>(十五) ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンエーテルケトン、ポリアリーレンスルフライド又はポリビフェニレンエーテルスルホン</p> <p>(十七) ビニリデンフルオリドの共重合体、ふつ化ポリイミド又はふつ化ホスファゼン</p> <p>(十八) 有機纖維、炭素纖維、無機纖維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた纖維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品</p> <p>(二、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十九) ほう素若しくは炭化ほう素若しくはこれらの混合物、硝酸ガニジン又はニトロガニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品</p> <p>(三) 齒車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置</p> <p>(四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) コーティング装置又はその自動操作のための部分品</p> <p>(六) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次に掲げるものの又はその部分品</p> <p>電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの</p> <p>直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの</p> <p>表面粗さを測定することができるもの</p> <p>(七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>実時間で三次元の画像処理又は画像解析をできるもの</p>	
	全地域	

七	
	4 高い高度で使用することができるよう設計したもの
(八) フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの
(九) 紹りスピニング加工機又はしごきスピニング加工機（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二）集積回路（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
	（三）マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品
	（三）弹性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品
	（四）超電導材料を用いた装置
(五)	超電導電磁石（二の項の中欄に掲げるものを除く。）
(六)	単二形電池の体積を超える体積を有する一次電池、二次電池又は太陽電池
(七)	高電圧用コンデンサ（二の項の中欄に掲げるものを除く。）
(八)	エンコーダ（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
(九)	デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ
(十) 波形記憶装置	
(十一)	磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置
(十二)	装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いたもの
(十三)	信号発生器（周波数シンセサイザーを用いたものに限る。）
(十四)	周波数分析器
(十五)	ネットワーカアナライザ
(十五)	原子周波数標準器
(十五)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(十六)	半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(十七)	マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品
(十八)	半導体基板
	全地域

八	<p>(十九) レジスト</p> <p>(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物</p> <p>(二十一) 燐、砒素又はアンチモンの水素化物</p>	電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの
九	<p>(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 電子式交換装置</p> <p>(三) 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) フェーズドアレーアンテナ</p> <p>(五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品</p> <p>(六) (二)から(三)まで、(五)若しくは(五の二)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) 暗号装置又はその部分品</p> <p>(八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品</p> <p>(九) 削除</p> <p>(十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品</p> <p>(十一) (七)、(八)又は(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置</p>	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの
一〇	<p>(一) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置（二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(三) センサー用の光ファイバー（九の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリーカカメラ若しくは電子式のカメラ</p>	全地域	全地域

又はこれらの部分品（二及び二二の項の中欄に掲げるものを除く。）

反射鏡

光学部品であつて、セレン化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの

（七）光学器械又は光学部品の制御装置

（七の二）非球面光学素子

（八）ガスレーザー発振器、半導体レーザー発振器、固体レーザー発振器若しくは液体レーザー発振器（色素レーザー発振器を含む。）又はこれらの部分品、附属品若しくは試験装置（二の項の中欄に掲げるものを除く。）

（九）磁力計若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品

（十）重力計又は重力勾配計（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

（十一）レーダー又はその部分品（四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）

（十二）光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置（非接触型のものに限る。）

（十三）重力計の製造用の装置又は校正装置

（十四）光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶

（一）次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

（二）加速度計又はその部分品

（三）ジャイロスコープ又はその部分品

（四）慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品

（五）ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計

（六）（二）から（四）までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置

（七）次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

（一）潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるよう設計した船舶（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）

（二）船舶の部分品又は附属装置（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）

（三）水中から物体を回収するための装置

（四）水中用のカメラ又はその附属装置（二の項の中欄に掲げるものを除く。）

一二	一一	一一	一一
（一）	（一）	（一）	（一）
（二）	（二）	（二）	（二）

全地域

一五	(五) 水中用のロボット（二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。） (六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置 (七) 回流水槽 (八) 浮力材 (九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具	一三 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ガスタービンエンジン又はその部分品 (二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体又はその部分品 (三) ロケット推進装置又はその部分品 (四) 無人航空機 (五) (一)から(三)まで若しくは一五の項(十)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品 (一) 粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で定めるもの (三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (四) 削除 (五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（一二の項の中欄に掲げるものを除く。） (六) 航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品 (七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（一、六及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。） (八) 電気制動シャッター（カメラ用に設計したものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (九) 催涙剤若しくはくしやみ剤（個人護身用のものを除く。）又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	全地域
(一) 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (二) 無機纖維又は五の項(十六)に掲げる貨物を用いた纖維を使用した成型品 (三) 電波の吸収材又は導電性高分子（四の項の中欄に掲げるものを除く。）			
全地域			

(三) 核熱源物質（二の項の中欄に掲げるものを除く。）

(四) チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品

(五) 音波を利用した水中探知装置又はその部分品

(六) 宇宙用に設計した光検出器

(七) 目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(八) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの（一の項の中欄に掲げるものを除く。）

(九) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置（一の項の中欄に掲げるものを除く。）

(十) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

一六 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域 (別表第三に掲げる地域を除く。)
--	-------------------------

別表第一～別表第三（略）

別表第三の二（第四条関係）

別表第一の五の項（十四）若しくは（十八）、七の項（十五）若しくは（十六）、八の項の中欄、九の項（一）、（六）から（八）まで、（十）若しくは（十一）、一〇の項（一）、（二）、（四）、（六）、（七）、（九）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）若しくは一三の項（五）に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

別表第四～別表第七（略）